

兵庫県後期高齢者医療 保険料率等の改定について

1 改定の概要

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を見直すこととされており、2月に開催された兵庫県後期高齢者医療広域連合議会において、令和8・9年度の保険料率及び賦課限度額が改定されました。

(1) 医療分

診療報酬改定による一人当たり医療給付費の増加や制度改正による後期高齢者負担率の大幅な引き上げ等により保険料が増加しますが、剰余金を積み立てた給付費準備基金168.1億円を全額活用することにより、一人当たり平均年保険料額の上昇幅は10,159円、11.36%の伸び率に抑えられています。

また、均等割額には所得に応じた2割・5割・7割の軽減があり、その基準額を令和8年度から引き上げ、低所得者軽減の対象が拡大されます。なお、7割軽減の対象者について、令和8・9年度は各広域連合の判断により更に0.2割軽減とすることが可能となり、兵庫広域においては7.2割軽減が実施されます。

(2) 子ども分

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。この支援金は医療保険者の保険料から拠出するものとされており、令和8年度保険料率は当該制度を踏まえて算定されています。

表1 保険料率等及び賦課限度額（※は各種軽減適用後の数値）

① 医療分

	均等割額	所得割率	一人当たり平均年保険料額※		賦課限度額
			基金活用あり	基金活用なし	
改定後	58,427円	10.77%	99,609円	106,989円	850,000円
現行	52,791円	11.24%	89,450円	89,450円	800,000円
差引	+5,636円	△0.47ポイント	+10,159円	+17,539円	+50,000円
伸び率			11.36%	19.61%	

② 子ども分（令和8年度分のみ。令和9年度分については令和8年度に算出）

	均等割額	所得割率	一人当たり平均年保険料額※	賦課限度額
新設	1,351円	0.24%	2,278円	21,000円

表2 低所得者均等割額軽減所得基準の見直し

	2割軽減	5割軽減
改定後	43万円+(57万円×被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	43万円+(31万円×被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
現行	43万円+(56万円×被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	43万円+(30.5万円×被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者数-1)以下

2 施行期日

令和8年4月1日